

「女性に対する暴力をなくす運動」



＊ ＊ 11月12日～25日 ＊ ＊



11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。性犯罪・性暴力の根絶に向けて、社会の意識を醸成することに取り組みます。

令和6年度テーマ「話してもいいのかな 聞かせてほしいな」

★大崎市の啓発事業

○啓発ポスター・チラシの掲示

(市公共施設)

○広報おおさき11月号記事掲載

○パープル・ライトアップの実施

＊ご協力機関＊ 点灯期間・時間は異なります

鳴子ダム, 古川食の蔵 醸室,

(株)古川土地, あ・ら・伊達な道の駅,

大崎地域広域行政事務組合事務所,

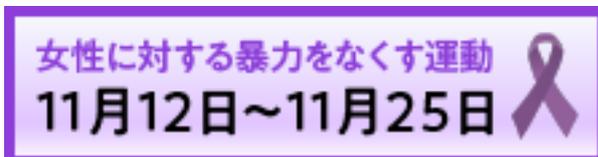
大崎市役所本庁舎, 男女共同参画相談室

※賛同・協力者 募集中です

年齢・性別を問わず相談できます。

性犯罪・性暴力		配偶者・交際相手からの暴力	
SNSで相談 Cure time (ホニアタイム)	電話で相談 電話目録・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター #8891	SNSで相談 DV相談 プラス	電話で相談 DV相談アビ #8008

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。



相談室 ☎ 0229-24-3950



相談室二次元コード